

平成19年度〔第4四半期〕随意契約の結果（500万円以上の物品、委託、工事）

健康福祉部

（注）1、2の説明

表頭欄の「根拠法令」(1)は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合(性質又は目的が競争入札に適しないもの)については、「適用類型」(2)に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織の名称	事業名	契約内容	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由	根拠法令 1	適用類型 2
医務薬務課	救急医療情報システム更正委託	医療機能情報提供制度に対応するため、現在運用中の滋賀県救急医療情報システムを改修する	平成20年2月8日	株式会社NTTデータ	11,379,000	現在運用中の滋賀県救急医療情報システムにおいて把握している情報に調査項目を追加することがもっとも効率的・効果的に医療機能情報提供制度に対応できるが、受託者が本事業に使用しているソフトウェアの知的財産権を有しており、電算システムの保守管理に必要な修正等(システム障害対応等)を行う事が当該受託者以外にできない業務であることから、受託者は特殊な技術や技能、権利等を有しており、他に代替しうる者がいないため随意契約を行った。	2号	3イ
医務薬務課	通所看護モデル事業委託	訪問看護ステーションの多機能化を推進するため、通所看護モデル事業を実施する	平成19年7月27日	社会福祉法人恩賜財団済生会支部滋賀県済生会滋賀県済生会訪問看護ステーション	6,736,000	県内で新しい訪問看護サービスに積極的に取り組んでおり、また、看護技術も高いことから、事業を効果的に実施できるため。	2号	4
医務薬務課	通所看護モデル事業委託	訪問看護ステーションの多機能化を推進するため、通所看護モデル事業を実施する	平成19年7月27日	財団法人豊郷病院訪問看護ステーションレインボウとよさと	6,369,000	県内で新しい訪問看護サービスに積極的に取り組んでおり、また、看護技術も高いことから、事業を効果的に実施できるため。	2号	4
医務薬務課	通所看護モデル事業委託	訪問看護ステーションの多機能化を推進するため、通所看護モデル事業を実施する	平成19年7月27日	医療法人周行会訪問看護ステーションなかさと	5,017,000	県内で新しい訪問看護サービスに積極的に取り組んでおり、また、看護技術も高いことから、事業を効果的に実施できるため。	2号	4